

令和3年3月1日

お取引先各位

ソイルアンドロックエンジニアリング株式会社

表示付認証機器に関する届出様式変更のお知らせ

拝啓

平素は弊社製品に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月1日付で放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則が改正され、表示付認証機器（RI 計器）の使用、賃貸、販売等に関するすべての手続様式が変更されました。

下記に示す説明をお読みいただき、今後の表示付認証機器に関する届出の際には機器同梱の新様式をご使用いただきますようお願いいたします。

敬具

記

手続（届出）様式の変更内容

原子力規制委員会にご提出いただくすべての手続様式について、代表者印（社長印）および代理人印の押印が不要となりました。弊社の表示付認証機器をご利用にあたり必要な以下の3種類の届出様式については、このたび変更された新様式を機器に同梱しております。

その他の手続様式（様式第五 放射性同位元素の販売業・賃貸業届 等）につきましては、必要に応じて原子力規制委員会のホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

- ・ 様式第四 表示付認証機器使用・使用変更届
- ・ 様式第三十六 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置の報告書
- ・ 様式第三十七 表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届

新様式のダウンロードのご案内

3種類の届出様式（新様式）については弊社ホームページから、3種類の届出様式を含むすべての手続様式（新様式）は原子力規制委員会のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

弊社ホームページ

<http://www.soilandrock.co.jp/downloads>

原子力規制委員会のホームページ：

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/shinsei/shinsei190901.html

委任状への押印の要否について

届出を代表者名義（社長名義）ではなく、代理人名義で行う場合は従来通り委任状が必要ですが、委任状への代表者印（社長印）および代理人印（委任状申請者印）の押印は必須ではありません。委任状への押印の要否は当該届出を行う各社の社内規程に準ずるものとし、各社の責任で行ってください。委任状への押印の有無により発生したトラブルに関して、弊社は関与いたしません。

旧様式での届出の取り扱いについて

旧様式での届出については、移行措置として当面の間は受理されますが、原則といたしまして新たに届出を行う際には新様式をお使いいただきますようお願いいたします。既に旧様式で使用届を提出済みの方も以降の届出に関しては新様式をご利用ください。

本件に関し、ご不明な点がございましたら弊社までお問い合わせください。

ソイルアンドロックエンジニアリング株式会社

計測サービス部

TEL : 06-6331-6031

以 上